

佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例 に関する 意見公募（パブリックコメント）の実施

近年、大雨・短時間強雨がもたらす水害・土砂災害等の気象災害が頻発する背景には、自然変動だけでなく地球温暖化の影響があるとされています。町は、人間が排出する温室効果ガスが地球温暖化の一因であると考え、主に二酸化炭素の削減に取り組むため令和5年3月に町長と議会議長の連名で「気候非常事態」を宣言し、2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すとなりました。

目標の実現に向けては、再生可能エネルギーの導入、特に太陽光発電は有効な手段とされているものの、野立太陽光発電施設の設置については、安全面、防災面、景観及び自然環境への影響又は設備廃棄など地域環境に与える影響が大きく、地域住民とのトラブルに発展するなど、問題があることが全国的にも指摘されています。

今後、佐久穂町がカーボンニュートラルの実現を推進するには、開発と保全の調和、ひいては地域との共生、理解と協力が不可欠であるとして、「佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例」の策定を進めています。

このたび、条例案をまとめましたので、町民の皆さまからご意見をお聞きするためのパブリックコメントを実施します。

◆意見公募の概要

【意見公募内容】 佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例（案）

【意見公募期間】 令和6年8月2日から令和6年8月16日まで

【公表方法】 下記よりダウンロードまたは佐久穂町役場 住民税務課生活環境係での閲覧

【意見等を提出できる人】 （1）町内に住所がある人

（2）町内に事務所または事業所を有する法人など

【提出方法】 所定の意見書に、氏名（事業所名）・住所・電話番号を明記のうえ、次のいずれかの方法でご提出ください。

※意見書の様式は、下記よりダウンロードいただくか住民税務課生活環境係でお受け取りください。

https://www.town.sakuho.nagano.jp/oshirase/kakuka/juminzeimuka/juminzeimuka_1222.html

【問合せ先：佐久穂町役場 住民税務課生活環境係 電話 0267-86-2525】

○直接提出の場合：佐久穂町役場 住民税務課生活環境係まで

○郵送の場合：〒384-0697（住所記載不要）

佐久穂町役場 住民税務課生活環境係あて

※郵送の場合は令和6年8月16日必着

○ファックスの場合：0267-86-2633

佐久穂町役場 住民税務課生活環境係あて

○電子メールの場合：seikatukankyou@town.sakuho.nagano.jp

【注意事項】◇ 電話や口頭での意見は受付けできません。

◇ 意見書に氏名・住所・電話番号が未記入の場合、受付けできません。

◇ 提出していただいた意見等に対して、個別に回答はいたしません。

条例案・意見書様式

添付 佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例（案）

資料 条例の概要

意見書様式（ワード）